

一般債振替制度
新証券コード付番事務等に係る手続き変更の概要
(地方公共団体向け)

株式会社 証券保管振替機構
一般財団法人 地方債協会

I. 変更の概要

1. ISINコード付番事務の変更について

一般債振替制度では、国債を除く様々な種類の債券を取り扱っていますが、個々の銘柄を特定するためのコードとして ISIN コードを採用しています。

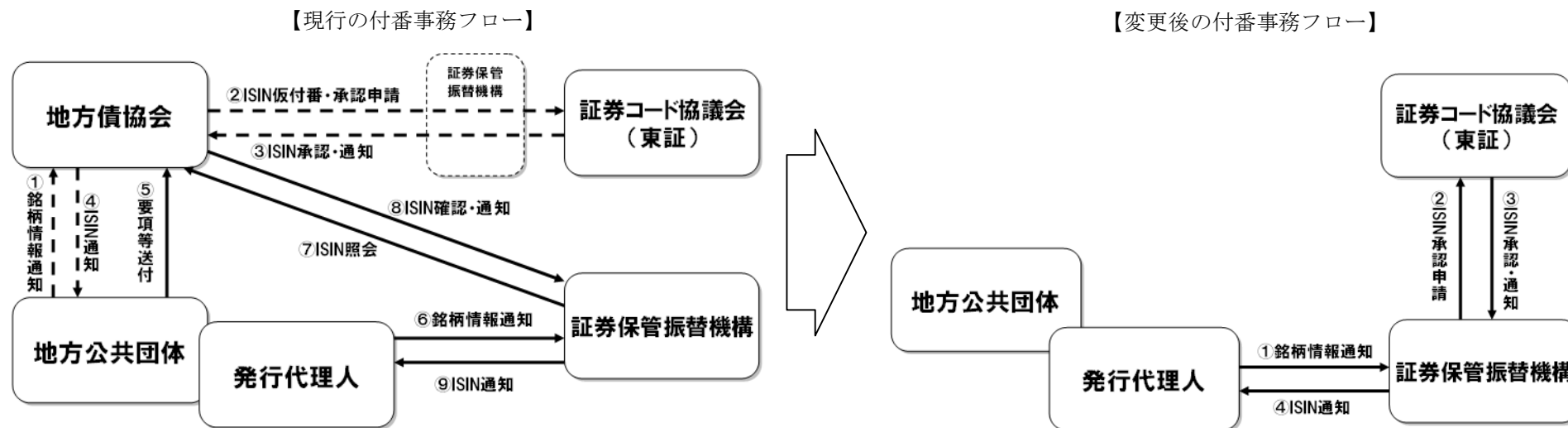
ISIN コードは、国際標準化機構 (ISO) が定めた国際標準体系に準拠する 12 桁からなる証券コードであり、地方債の発行時や流通市場での売買・決済時、残高管理等に際して、証券の識別を行うための鍵となるコードとして利用されています。

ISIN コードの付番を受けるためには、発行予定の銘柄の情報をもとに付番機関である証券コード協議会に対し付番を申請する必要があります。一般債振替制度では、証券保管振替機構 (以下、「機構」といいます。) から証券コード協議会に付番申請を行いますが、付番のタイミングや付番に係る銘柄情報通知のフロー等について、これまで、地方債と地方債以外の銘柄 (事業債等) とでは異なる取扱いをしてきました。

今般、制度の定着度等を勘案し、関係者とも協議の結果、地方債についても地方債以外の銘柄と同様のフロー¹とし、銘柄情報の授受等について証券コード協議会とのやりとりに一本化することとなりました (図1 参照)。

したがって、ISIN コードは現在条件決定日前に確定し、一般財団法人地方債協会 (以下、「協会」といいます。) から各地方公共団体に対して通知しておりましたが、今後は条件決定日当日に確定し、協会から各地方公共団体への通知は行われません (ISIN コード等必要な情報については発行代理人にご確認ください。)。また、現在、ISIN コード取得のため協会にご提出いただいている「地方債発行情報」の提出は不要となります。

図1 変更内容



¹ 地方債の ISIN コード付番申請の締切時間は 1 日 5 回の設定ですが、地方債以外の ISIN コード付番申請の締切時間は 1 日 4 回の設定となり、1 日あたりの締切時間の設定回数異なります。

2. 地方公共団体における制度参加手続等の変更について

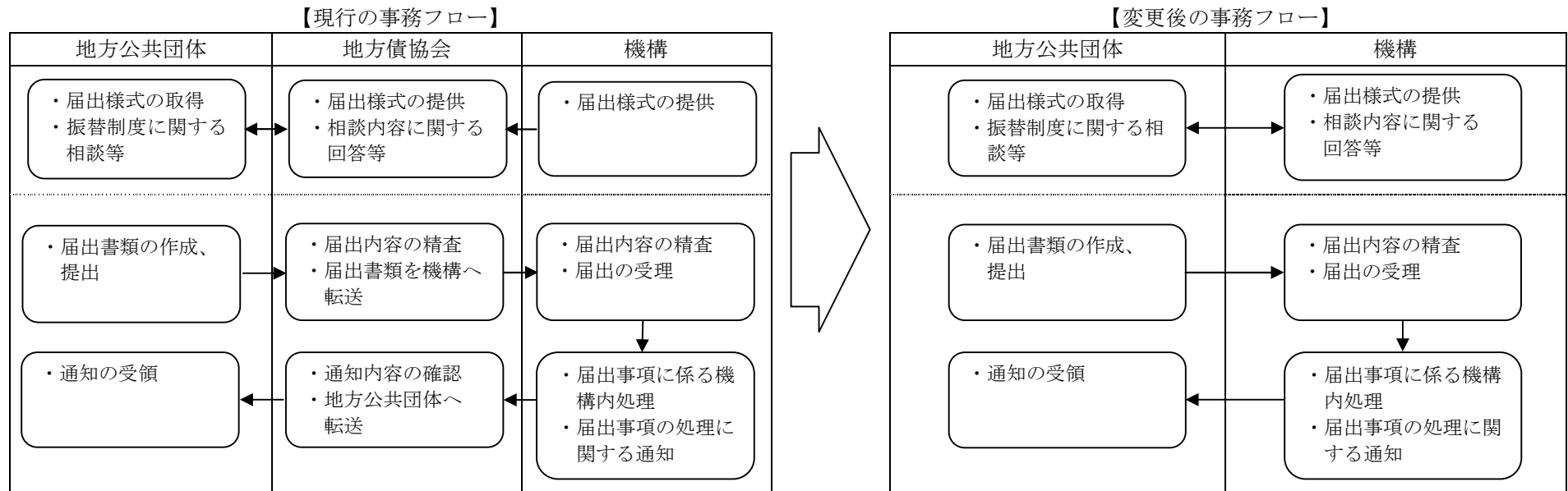
平成 18 年 1 月の一般債振替制度実施にあたり、機構は、多数の地方公共団体（県、市町村等）との手続を円滑かつ速やかに処理するため、かねてより地方債の発行管理に関する支援事業を行っていた協会の協力により、地方公共団体は協会を介して機構への同意手続及び移行手続を進めておりました。

このような経緯もあり、制度実施後から現在に至るまで、地方公共団体の一般債振替制度における新規制度参加、変更、脱退及び合併手続（以下「制度参加手続等」といいます。）に係る届出書類については、協会において一旦取りまとめたうえで、機構へ送付する事務フローとしております。

一方で、一般債振替制度の実施から 7 年以上が経過し、その間、制度関係者の協力もあり、昨今は安定した制度運営が行われている状況にあることを踏まえると、地方公共団体の制度参加手続等についても、地方公共団体以外の発行者の制度参加手続等と同様に、直接、機構へ届出書類を送付する事務フローに変更することが十分可能であるとの考えのもと、協会・機構の間で検討を進めておりました。

その結果、今般の地方債に係る ISIN 付番事務の見直しのタイミング（平成 26 年 6 月 2 日以降に条件決定する銘柄から適用）に併せて、地方公共団体の制度参加手続についても、図 2 のとおり、協会による取りまとめを介さず、直接、機構が取り扱う事務フローに変更することとしました。

図 2 変更内容



（注 1）本変更に伴い、地方公共団体への制度参加手続に係る周知等の業務についても、原則、機構が行うこととなります。

（注 2）地方公共団体以外の制度参加者については、従前より、図 2 の変更後の事務フローと同様の事務フローで手続を行っているため、変更はありません。

II. 変更の詳細

1. ISIN コード付番事務の変更について

(1) 経緯及び変更の内容

a. 経緯

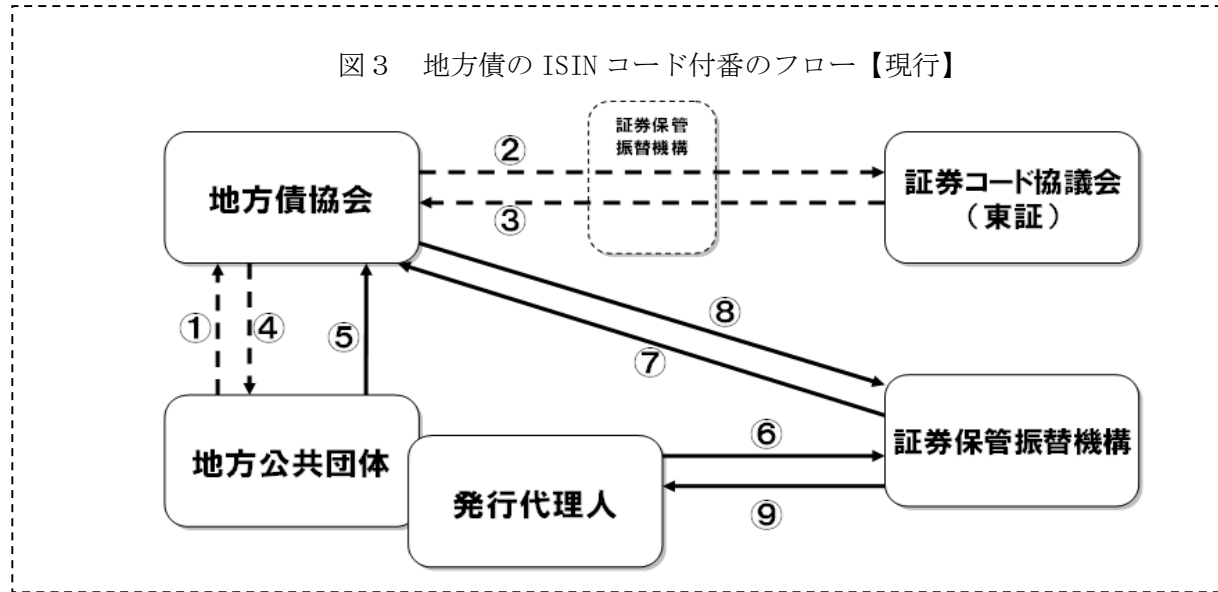
一般債振替制度で取扱う銘柄の ISIN コード付番事務について、これまで、地方債と地方債以外の銘柄（事業債等）とでは異なる取扱いをしてきましたが、平成 26 年 6 月 2 日を条件決定日とする銘柄から、地方債についても地方債以外の銘柄と同様のフロー¹で処理することとなりました。以下、本変更の内容及び留意点について取りまとめましたので、御確認いただきますようお願いいたします。

b. 地方債の ISIN コード付番のフロー【現行】

現行の地方債における ISIN コードの付番事務フローは次頁（図 3）のとおりです。

¹地方債の ISIN コード付番申請の締切時間は 1 日 5 回の設定ですが、地方債以外の ISIN コード付番申請の締切時間は 1 日 4 回の設定となり、1 日あたりの締切時間の設定回数が異なります。

図3 地方債の ISIN コード付番のフロー【現行】



【条件決定日以前】(図の点線矢印箇所)

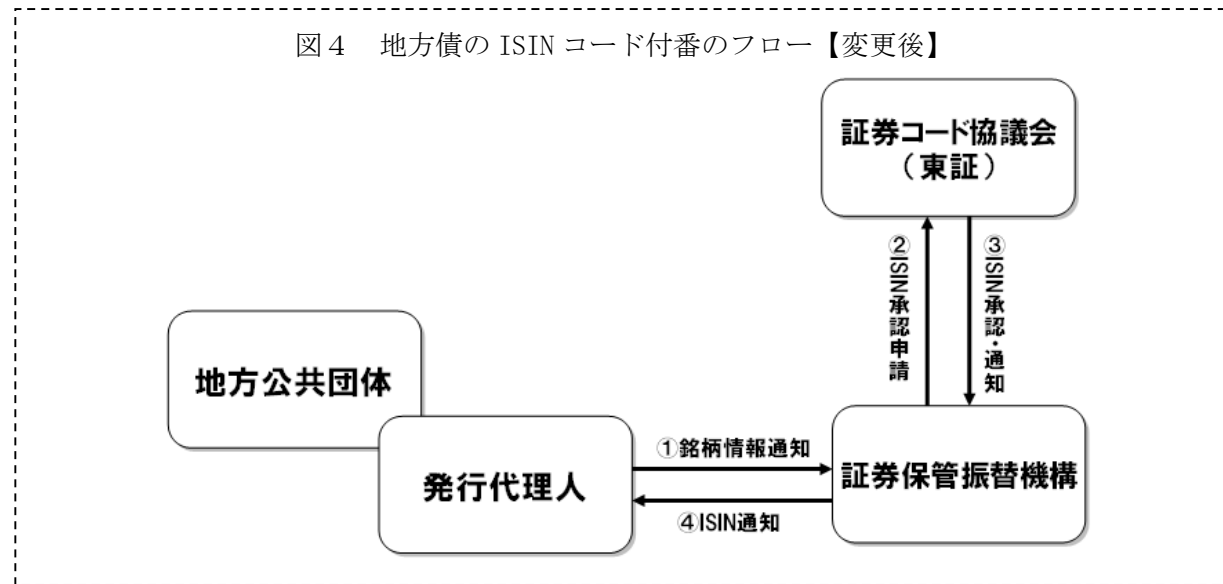
- ① 地方公共団体は、振替地方債を発行しようとする時は、当該銘柄の発行の内容を「地方債発行情報」様式第1号及び様式第1号別紙1に記入のうえ、次の期限までに、原則電子メールにより協会宛て提出します。
 - ・市場公募債：条件決定日の2営業日前まで
 - ・銀行等引受地方債：発行日の2週間前まで
- ② 協会は、①の「地方債発行情報」の提出を受けて、当該地方債の ISIN コードを仮付番します。
当該地方債の条件決定日の前々営業日までに、機構を経由して証券コード協議会に対し ISIN コードの承認申請が行われます。
- ③ 証券コード協議会は、②の申請に基づき、所要の審査・調査等を行い、ISIN コードを承認します。承認の結果は、機構を経由して協会に通知されます。
- ④ 協会は、決定した ISIN コードを、「地方債発行情報」様式第2号により、当該地方公共団体に通知します。地方公共団体は、ISIN コードを発行代理人に通知します。

【条件決定日】（図の実線矢印箇所）

- ⑤ 地方公共団体は、発行条件等が決まり次第速やかに、当該銘柄の「地方債発行要項」、「償還年次表」各1部を、協会まで送付します。
- ⑥ 発行代理人は、発行条件等が決まり次第速やかに、銘柄情報を機構に通知します。
- ⑦ 機構は、当該地方債に係る ISIN コードについて、協会に照会を行います。
- ⑧ 協会は、所要の確認等を行い、決定されている ISIN コードを機構に通知します。
- ⑨ 機構は、発行代理人に対し、協会から通知のあった当該地方債に係る ISIN コードを通知します。

c. 地方債の ISIN コード付番のフロー【変更後】

今般の変更により、地方債の ISIN コード付番事務フローは図4のとおりとなります。



【条件決定日】

- ① 発行代理人は、発行条件等が決まり次第速やかに、銘柄情報を機構に通知します。
- ② 機構は、当該地方債に係る ISIN コードについて、証券コード協議会に承認申請を行います。
- ③ 証券コード協議会は、②の申請に基づき、所要の審査・調査等を行い、ISIN コードを承認し、機構に通知します。
- ④ 機構は、発行代理人に対し、証券コード協議会から通知のあった当該地方債に係る ISIN コードを通知します。

(2) 関係者における留意点

関係者におかれましては、今般の変更に関して、以下の点に御留意ください。

a. ISIN コードが付番されるタイミング

地方債の ISIN コードが付番されるタイミングが変わります。従来は、条件決定日以前に ISIN コードが付番されていましたが、新しいフローでは、条件決定日当日に付番されます。

新しいフローでは、条件決定日に行われる図4の①から ISIN コードの付番事務が開始されますので、ISIN コードが確定するのは条件決定日の日中であり、機構が証券コード協議会に付番申請を行い、その結果が機構のシステムに反映されたタイミングとなります。

(3) 新フローへの移行時期

平成 26 年 6 月 2 日（月）を条件決定日とする銘柄から新フローに移行します。新フローへの移行にあたっては、以下の点にご注意ください。

a. 条件決定日が平成 26 年 5 月 30 日（金）までの銘柄の場合

- ・ 現行の地方債 ISIN 付番フロー（図3）に従い、協会に「地方債発行情報」を提出してください。協会は機構経由で証券コード協議会に ISIN コード付番申請を行い、地方公共団体に ISIN コードを通知します。
- ・ 条件決定日が 6 月 2 日（月）以降となる銘柄の「地方債発行情報」を協会に提出いただいても、協会から証券コード協議会への ISIN コード付番申請は行われません。条件決定日が 6 月 2 日（月）以降の銘柄については、下記 b. のフローとなりますのでご注意ください。

b. 条件決定日が平成 26 年 6 月 2 日（月）以降の銘柄

- ・ 発行条件等を発行代理人に通知してください。発行代理人は機構に銘柄情報の登録を行い、機構は証券コード協議会に ISIN コードの付番申請を行います。
- ・ 条件決定日より前には、ISIN コードは付番されません。また、協会から地方公共団体に対する ISIN コードの通知は行われませんのでご注意ください（ISIN コード等必要な情報については発行代理人にご確認ください。）。

以 上

2. 地方公共団体における一般債振替制度に係る制度参加手続等の変更について

(1) はじめに

地方公共団体^(注)におかれましては、現行、協会を介して機構に制度参加手続等に係る届出書類（以下「届出書類」といいます。）を提出していただくことになっておりますが、平成26年6月から、地方公共団体は、協会を介さずに、直接、機構に対して届出書類を提出していただくこととなりますので、届出書類の提出先が協会から機構へと変更になります。

つきましては、以下において、地方公共団体の制度参加手続等における変更の内容や御留意いただきたい事項について取りまとめましたので、御確認いただきますようお願いいたします。

(注) 既に、一般債振替制度において振替地方債の取扱いに係る同意手続を行っている地方公共団体、及び、新たに、一般債振替制度において振替地方債の取扱いに係る同意手続を行おうとする地方公共団体をいいます。

(2) 変更内容（平成26年6月以降、機構が協会から引き継ぐ業務と機構における対応）

項目	内容	現行（協会の対応） 平成26年5月末まで	変更後（機構の対応） 平成26年6月から	備考
制度参加 手続関連	届出様式、記載要領の掲載場所	・協会ホームページに掲載	・機構ホームページに掲載 ・地方公共団体が、必要な情報にアクセスしやすくなるよう、機構ホームページに地方公共団体向けのページを新設	※協会ホームページに、機構ホームページへ誘導する文言及びリンクを設けます。
	届出書類の提出先	・協会へ提出 (協会において届出書類の内容を確認した後、機構に提出しています。)	・機構へ提出 【郵送時の宛先】 〒103-0025 東京都中央区日本橋茅場町二丁目1番1号（第二証券会館） 株式会社証券保管振替機構 社債投信業務部 一般債担当宛 【メール送付時の宛先】 sb@jasdec.com (社債投信業務部 一般債担当宛)	※届出書類については、郵送にて提出していただきます。 ※制度参加手続きを円滑に進めるため、事前にドラフト版を提出していただきます。ドラフト版については、メールにて送付していただきます。
制度参加 手続等に 係る問合せ 窓口	手続案内 (新規制度参加、届出事項の変更、市制施行に伴う手続等)	・協会において対応 ・協会のホームページに、地方公共団体向け説明資料を掲載	・機構において対応 ・機構ホームページに、地方公共団体向けのページを新設し、制度参加等の手続案内や振替地方債に係るQ&Aを掲載	※協会ホームページに、機構の問合せ先電話番号・メールアドレスを掲載します。
	その他問合せ・相談	・協会において対応	・機構において対応	

(3) 届出事項の変更手続等について

一般債振替制度において振替地方債の取扱いに係る同意手続を行っている地方公共団体におかれましては、以下の事象が生じた場合には、速やかに変更等の手続を行っていただく必要があります。なお、平成26年6月からは、機構と直接、手続を行っていただきますので、御注意ください。

a. 届出事項が変更になる場合

地方公共団体が届け出ている事項が変更になる場合、変更後の届出事項を「一般債振替制度に係る変更届出書（地方公共団体用）」に記載の上、提出する必要があります。当該変更手続が行われないと、新たな振替地方債を発行することができない場合もありますので、届出事項が変更になる際は、速やかに変更手続を行ってください。

変更手続が必要となる主な届出事項は、以下のとおりです。

届出事項	内容	備考
名称	地方公共団体の名称	
所在地	県庁舎や市町村庁舎等の所在地	
首長	県知事や市町村長等	
届出印	地方公共団体の公印	
業務担当者	地方公共団体の業務担当者の方の部署名、役職名、氏名、住所、電話番号、FAX番号、E-mailアドレス	※機構からの各種案内の送付先となります。
発行体コード	発行体コードは、証券コード協議会が管理する社債等の発行者を特定するための6桁のコードで、属性コード（地方公共団体は「2」の固定値）と発行体固有名コード（総務省が定める「全国地方公共団体コード」の上5桁）により構成されています。	※市や政令指定都市への移行や市町村合併に伴う統廃合等がある場合、発行体コードが変更されることがあります。

b. 新たに発行代理人及び支払代理人を選任する場合

振替地方債の発行に際して、地方公共団体が既に届け出ている発行代理人及び支払代理人（以下「代理人」という。）とは異なる銀行等を、新たに代理人として選任する場合、追加選任する銀行等を「一般債振替制度に係る変更届出書（地方公共団体用）」に記載の上、提出する必要があります。当該手続が行われないと、選任された銀行等は代理人としての業務が行えず、予定している振替地方債の発行が行えませんので、当該手続を必ず行っていただきますようお願いいたします。

届出事項	内容	備考
新たに選任する発行代理人及び支払代理人の名称	振替地方債の発行に際して、新たに発行代理人及び支払代理人として銀行等を選任する場合の、当該銀行等の名称	<p>※届出書類に必要事項を記載いただき、首長名及び公印を押印の上、機構に対して郵送にて提出していただきます。届出書類に記載相違等があると、再度、提出していただくこととなりますので、事前にドラフト版をメール等にて送付していただくことをお願いしています。</p> <p>※届出書類が機構へ到着した日の5営業日後に手続きが完了しますが、届出書類に不備がない（上記（3）a.の変更手続きが行われていることを含む。）ことが前提となりますので、御注意下さい。</p> <p>※機構から、銀行等（地方公共団体から振替地方債に係る募集受託をする銀行等）に対して、地方公共団体の同意状況及び代理人の選任状況についての事前確認を徹底していただくよう周知いたします。</p>

c. 地方公共団体の統廃合が行われる場合

市町村合併等により地方公共団体の統廃合が行われる場合、被統合地方公共団体は一般債振替制度から脱退することについて「制度脱退に係る申請書」に記載の上、提出する必要があります。

届出事項	内容	備考
同意取消	被統合地方公共団体が、一般債振替制度において地方債を取り扱うことに同意 ^(注) したことを取り消す手続き	<p>※統廃合に伴い、届出事項（上記（3）a.及びb.参照）が変更になる場合、本手続に併せて、届出事項の変更手続きも必要になります。</p> <p>※被統合地方公共団体において振替地方債を発行している場合、当該振替地方債についての承継手続が必要になります。</p>

(注) 地方公共団体が、初めて振替地方債を発行する場合には、機構に対して、一般債振替制度において振替地方債を取扱うことについての同意手続（新規参加手続）を行う必要があります。

(4) 今後のスケジュール

機構は、地方公共団体における制度参加手続等の変更を円滑に実施するため、協会をはじめとする関係機関の御協力のもと、平成26年6月の当該変更実施に向けて、以下のとおり周知・啓発を行うことを予定しています。

平成25年11月15日	機構から地方公共団体への「地方公共団体における一般債振替制度に係る手続等の変更について」の御案内（本通知）
平成25年12月	協会の協会報「地方債」、季刊「市町村への地方債情報」を通じて制度参加手続等の変更についての御案内
平成26年2月まで	機構から地方公共団体の業務担当者の更新御依頼
平成26年3月頃	機構から地方公共団体への変更についての御案内（2回目）
平成26年4月初旬	平成26年度地方債事務取扱講習会を利用した説明会の実施
平成26年6月2日	変更実施

以 上